

○杵築市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

平成18年3月24日条例第8号

杵築市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電子計算機（ソフトウェアを含む。）、通信に係る機器、複写機又はその他の事務用機器の借上げ及び保守管理に関する契約
- (2) 公用車の借上げ及び保守管理に関する契約
- (3) 施設の機械警備委託に関する契約
- (4) その他商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的である契約で、長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼす契約

(契約期間)

第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、市長が特に認めた場合を除き5年を超えることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。